

愛知県額田郡幸田町
地域高年齢者就業機会確保計画

令和2年4月3日

〔 愛知県
額田郡幸田町 〕

目 次

第1 地域高年齢者就業機会確保計画

- 1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域 2
- 2 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種 2
 - (1) 計画区域での重点業種の設定と理由
 - (2) 高年齢者の雇用動向と今後の見通し
 - (3) 課題
- 3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案） 10
- 4 計画期間 18
- 5 計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標 18
 - (1) アウトプット
 - (2) アウトカム指標
- 6 愛知県額田郡幸田町が実施する（している）高年齢者の
就業の機会の確保に資する事業 23

第2 本計画の協議先となる協議会

- 1 協議会の名称及び構成員 24
 - (1) 名称
 - (2) 構成員
- 2 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の
就業の機会の確保に資する事業 24
- 3 協議会の活動内容 25

第1 地域高年齢者就業機会確保計画

1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域

愛知県額田郡幸田町

2 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種

2- (1) 計画区域での重点業種の設定と理由

重点業種については「顕在化している働き手不足への対応」、「地域活動・互助への参加促進」の2つの観点から、次の4業種を設定した。

重点業種設定の視点	重点業種
働き手不足への対応	ア ものづくり
	イ 福祉
	ウ 農業
地域活動・互助への参加促進	エ 生活地域支援 (地域サービス・ボランティア支援)

以下に、それぞれの重点業種について、設定理由を述べる。

ア ものづくり

幸田町においては、昭和40年以降の積極的な企業誘致により、大企業の製造工場を擁する複数の工業団地が形成され、平成28年の工業統計調査において、製造品出荷額は約1兆1140億円で県内11位、全国市区町村別では47位となり、現在では、自動車関連産業が基幹産業となっている。

こうした企業の撤退・流出の防止と持続的発展を図るため、当地域の産業集積を活かした既存業種（分野）事業の国際競争力強化や新成長業種に係る技術開発・イノベーションを推進し、地域の関連産業に根ざした産業クラスターの形成が図られ、平成27年7月には、隣接する蒲郡市の愛知工科大学内に、「幸田ものづくり研究センター」が開設され、産・官・学の連携による製造業の支援拠点が整備された。

一方、これらの誘致企業及び関連企業の従業員等の生活の基盤となる居住環境整備のため、大規模な民間住宅開発や計画的に土地区画整理事業も進められており、現在は幸田駅前地区、六栗地区、深溝里地区の3地区が整備中である。また、平成28年度の住宅着工件数は394件、平成29年度は356件、平成30年度は319件と若干の減少はあるものの高い水準で推移しており、建設業への経済波及効果も大きい状況となっている。

しかし、少子高齢化、人口減少の進展による近年の労働需給の逼迫に伴い、町内の民間企業・事業所側も、今後の労働者確保に関して問題認識を有している。企業の「生産性向上」の視点からも、ワークシェアリング等の新たな就労のあり方を探る必要がある。

こうした現状を踏まえ、ものづくりを高年齢者の就業機会創出の場として、重点業種に位置付けた。

イ 福祉

幸田町においても、今後も高齢化が進むことが予想されており、看護サービスや介護サービス等へのニーズが高まっている。そこで、「幸田すこやか長寿プラン21」計画に基づき、介護予防、医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実を図り、この計画の実施を通して高年齢者を地域で支える社会として「シニア・シルバー世代の方が健康でかつ生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり」を実現していく。

一方で、福祉の業務の負荷の大きさなどを背景として、労働需要に対する働き手の供給が追いついていない。例えば介護の現場では、介護士等の資格を有する職員が、高年齢者を直接介助する等のコア業務（資格を有していないと行えない業務）以外に、施設の掃除等の周辺業務を担っている場合が多く、介護職員の負荷となっている。また、コア業務に関する技術を現場で直接見て、学ぶことができる環境も不足している。

まず周辺業務について、働き手となる高年齢者にアウトソース化する仕組みが作り出されれば、高年齢者が周辺業務を担うことで、有資格者の専門人材がコア業務に専念できるなど、福祉の現場職員の負荷軽減に貢献することができる。次に高年齢者とコア業務を行う職員がコミュニケーションを取れる環境をつくることで、介護士等の資格取得に挑戦する意欲を醸成するなどの機会を得られることから、福祉を高年齢者の就業機会創出の場として、重点業種に位置付けた。

ウ 農業

幸田町は、全国シェア95%の特産品である筆柿や、全国ブランドのいちご（とちおとめ、紅ほっぺ）、梨、なす等の生産が盛んである。これらの主要農産物は共選・共販により産地化・ブランド化が進められながらも、農家数の減少と兼業化の増加が課題であり、他産業との所得格差是正のため、省力化、機械化、共同化など農業基盤整備が進められている。

このような状況から、幸田町では、農業を引き続き今後の重点産業として位置付けているが、働き手に目を向けると、幸田町においても、全

国的な傾向と同様に販売農家を中心として農家が減少し、働き手不足が課題となっている。具体的には、都市化の進展により農家戸数の減少をはじめ、他産業との兼業化、高齢化が進み、担い手不足が深刻化していることから、担い手への農地の利用集積を推進する必要がある。

以上のことから、今後も幸田町において農業を成長産業とするためには、働き手の育成が不可欠であり、農業を高年齢者の就労機会創出の場として、重点業種に位置付けた。

エ 生活支援（地域サービス・ボランティア支援）

山林を含む広い面積を持ちながらも、農業振興部や都市部からなる幸田町では、町内各地域で異なる課題を抱えている。そこで、それぞれの「地域自治、町民自治」の名のもと、各地域の町民が主役となって、地域が抱える課題について行政と一緒に考えながら、地域ごとのまちづくりを進めている。今後も地域コミュニティを持続的に維持・発展させていくためには、企業や行政によるサービスのほかに、地域内の住民同士の互助的な活動の促進及びコミュニティ・ビジネス等の地域課題の解決に対する支援を行うことが不可欠である。

全国的に身近な地域や、学校、企業といった様々な場面で、福祉やまちづくり、スポーツ、文化、芸術や環境、災害支援などのボランティア活動に参加する人々が増加し、多様な広がりを見せている。

その中で、特に近年においては、毎年のように地震や台風、豪雨災害が多大な被害を引き起こしており、さらに「国難」級の被害が想定されている南海トラフ地震や首都直下地震も高い確率で発生が見込まれており、いつ、どこで起きてもおかしくない災害にいかに備えるか、柔軟で実効性の高い救助と支援の態勢をどうつくりあげるかは、社会にとって喫緊の課題となっている。平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、「幸田町地域防災計画」を見直し、災害時には行政支援（公助）には限界があることから、自分たちのまちは自分たちで守る地域社会づくり（共助）を目標に、高年齢者が中心となって、災害ボランティアリーダー、ボランティアの養成、連携強化等が必要である。

また、近年の核家族化の状況を踏まえ、子どもの「食育や居場所づくり」として、「子ども食堂」を実施するためのボランティアとして、高年齢者が役割を果たすことで、子ども、高年齢者、障がい者など全ての人々が「地域、暮らし、生きがいを共に創り」高め合うことができる地

域共生社会としてのコミュニティづくりの実現を目指すことが必要である。

こうした現状を踏まえ、高齢者が地域の担い手となる観点から、生活支援（地域サービス、ボランティア支援）を高年齢者の活躍機会創出の場として、重点業種に位置付けた。

2-（2） 高齢者の雇用動向と今後の見通し

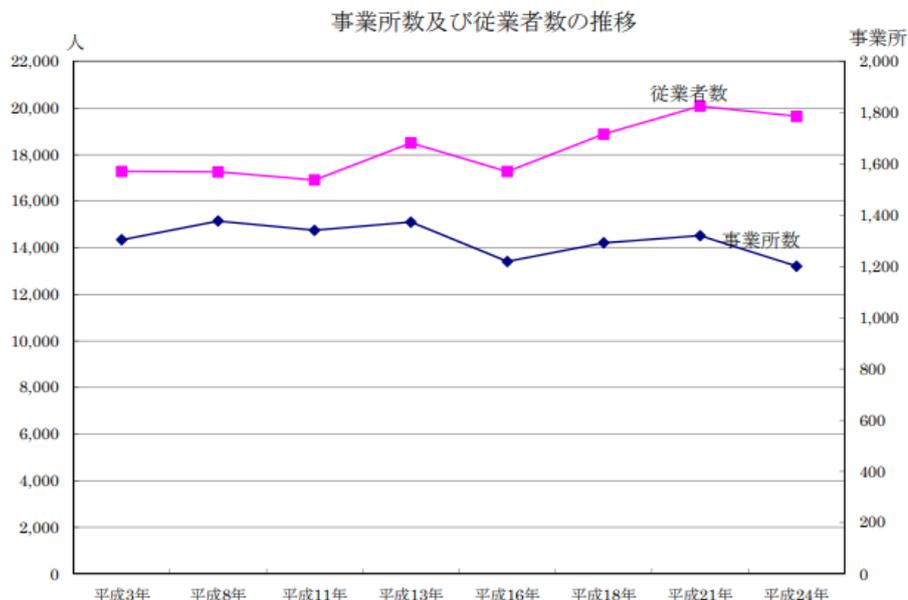
はじめに幸田町全体の高年齢者の就業状況のデータとして、町内の全産業合計で就業者数を以下に示す。幸田町のみデータはなく、ハローワーク岡崎の（岡崎市及び幸田町の合算データ）情報を活用している。下表からは、60歳以上の労働人口の割合は、全体の約31%であることが分かる。

【表：年齢別労働力人口】
2-21 労働力状態別・年齢別人口

平成27年10月1日現在（単位：人）

区分	総数 (注)	比率	労働力人口							非労働力人口
			総数	就業者				完全失業者		
				総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事		休業者	
総数	322,461	100	199,924	193,766	158,080	29,714	3,127	2,845	6,158	114,849
15～19歳	19,422	6	3,263	3,089	1,623	73	1,376	17	174	15,673
20～24	18,931	6	13,990	13,312	11,207	401	1,576	128	678	4,195
25～29	22,424	7	18,817	18,053	16,630	946	106	371	764	2,657
30～34	25,148	8	20,042	19,321	16,894	1,851	27	549	721	4,152
35～39	27,478	9	22,207	21,592	18,085	3,090	15	402	615	4,423
40～44	31,190	10	26,161	25,420	20,795	4,401	6	218	741	4,165
45～49	26,770	8	22,812	22,211	17,858	4,204	6	143	601	3,210
50～54	23,902	7	20,197	19,798	15,879	3,769	5	145	399	3,161
55～59	21,958	7	17,610	17,211	14,099	2,941	5	166	399	3,863
60～64	23,331	7	15,323	14,807	11,792	2,831	3	181	516	7,657
65～69	26,249	8	11,093	10,718	7,736	2,741	2	239	375	14,865
70～74	19,689	6	4,892	4,790	3,273	1,370	-	147	102	14,624
75～79	14,378	4	2,195	2,144	1,417	645	-	82	51	12,069
80～84	11,099	3	930	916	568	307	-	41	14	10,068
85歳以上	10,492	3	392	384	224	144	-	16	8	10,067

資料：国勢調査
注：総数は、労働力状態「不詳」を含む。



資料：3-1 産業別事業所数及び従業者数

【表：岡崎公共職業安定所における年間求人倍率状況（平成30年度）】

項目	年度等				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度	対前年度増減差	対前々年度増減差
新規求人倍率	2.61	2.84	2.65	▲0.23	▲0.04
有効求人倍率	1.63	1.81	1.67	▲0.18	▲0.04
正社員有効求人倍率	1.45	1.32	1.18	0.13	0.27

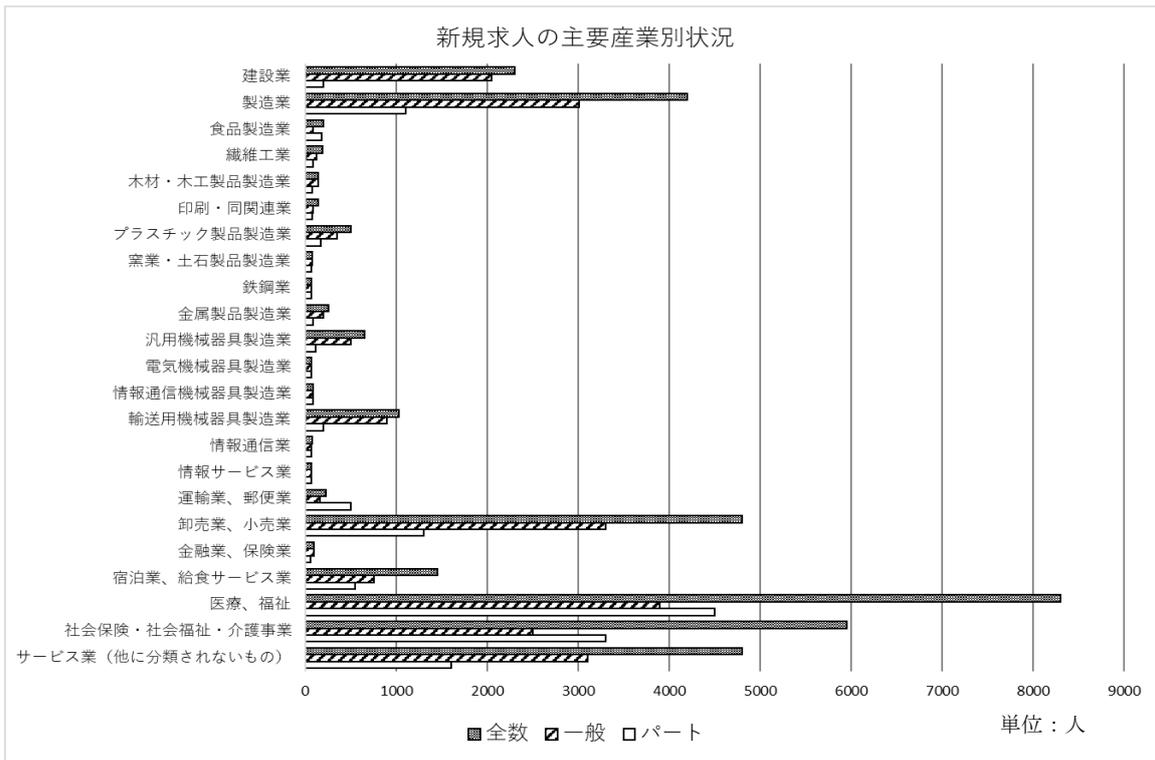
表：岡崎公共職業安定所における年間求人・求職状況（平成30年度）】

項目	年度等					
	平成30年度	平成29年度	平成28年度	対前年度増減差	対前々年度増減差	
新規求職 申込件数①	全体	16,365	16,813	17,874	▲5.5	▲8.4
	一般	11,895	12,257	13,192	▲3.0	▲9.8
	パート	4,470	4,556	4,682	▲1.9	▲4.5
新規 求人数②	全体	42,938	47,176	47,237	▲9.0	▲9.1
	一般	31,101	34,784	34,988	▲10.6	▲11.1
	パート	11,837	12,392	12,249	▲4.5	▲3.4
新規 求人倍率 ③=②/①	全体	2.62	2.81	2.64	▲6.8	0.8
	一般	2.61	2.84	2.65	▲8.1	▲1.5
	パート	2.65	2.72	2.62	▲2.6	▲1.1
紹介件数	全体	13,396	16,177	18,778	▲17.2	▲28.7
	一般	13,396	16,177	18,778	▲17.2	▲28.7
	パート	—	—	—	—	—
就職件数	全体	4,912	5,565	5,611	▲11.7	▲12.5
	一般	3,404	3,894	3,986	▲12.6	▲14.6
	パート	1,508	1,671	1,625	▲9.8	▲7.2

【表：岡崎公共職業安定所における一般職業別・年齢別求人・求職状況（令和元年9月）】

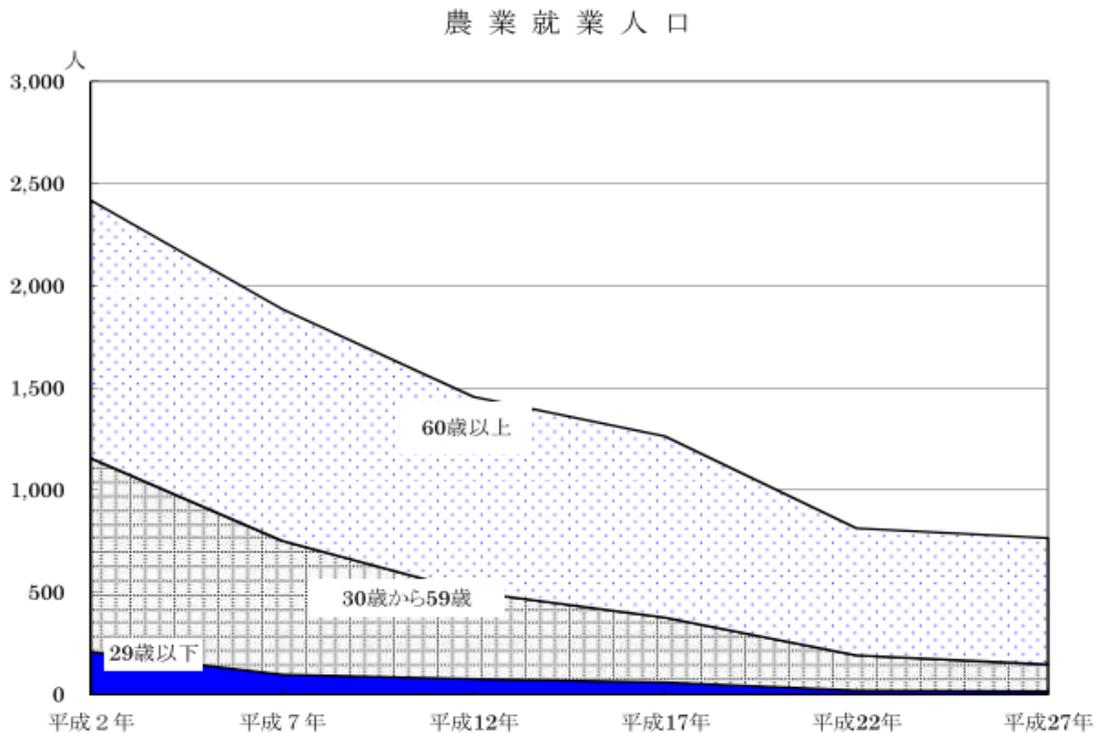
職種等	有効 求人数	有効求職者数												有効 求人 倍率
		計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	
職業計	4,552	2,840	76	328	419	357	293	295	325	238	181	213	115	1.60
管理的職業	36	9	0	0	2	0	0	0	0	3	1	0	3	4.00
専門的・技術的職業	784	381	6	41	73	41	42	38	39	23	21	39	18	2.06
事務的職業	315	739	13	104	120	105	81	70	86	55	40	42	23	0.43
販売の職業	559	175	5	28	20	28	20	19	15	16	9	12	3	3.19
サービスの職業	702	166	6	22	25	23	16	13	22	17	17	4	1	4.23
保安の職業	99	25	0	2	2	2	1	0	4	2	1	6	5	3.96
農林漁業の職員	19	32	0	3	3	1	3	4	2	1	3	9	3	0.59
生産工程の職員	907	723	23	76	114	104	87	97	78	69	30	29	16	1.25
輸送・機械運転の職業	452	124	1	3	1	6	10	14	29	18	14	15	13	3.65
建設・採掘の職業	493	33	2	4	3	2	1	2	5	2	1	7	4	14.94
運搬・清掃等の職業	186	323	8	26	32	33	26	32	39	24	33	46	24	0.58
分類不能の職業	0	110	12	19	24	12	6	6	6	8	11	4	2	0.00

※本ページの全ての表（出典：岡崎公共職業安定所提供データより作成）



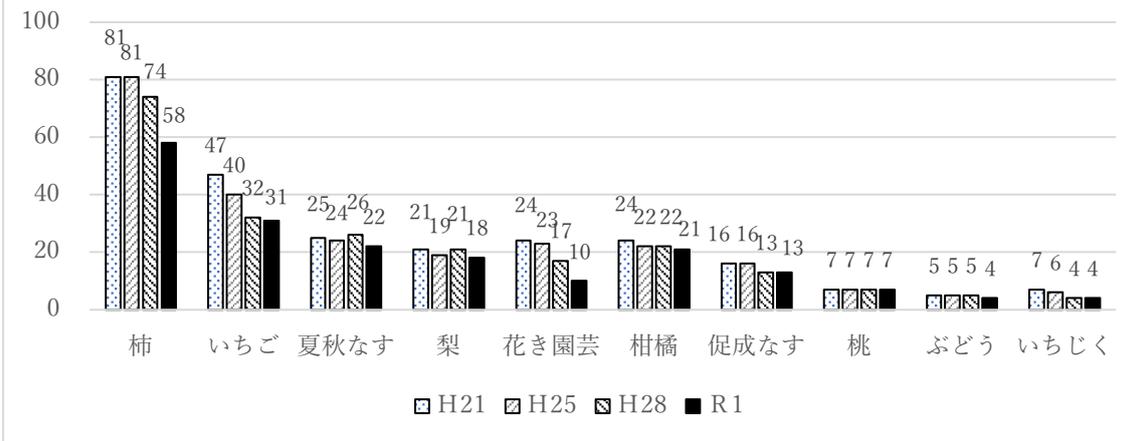
ア 農業

農業業種では下図のように60歳未満の人口の減少がみられる。60歳以上の大きな減少は見られない。全体として農業従業人口は大きく減っている。



データ：4・2年齢、男女別世帯員数(農業就業人口)

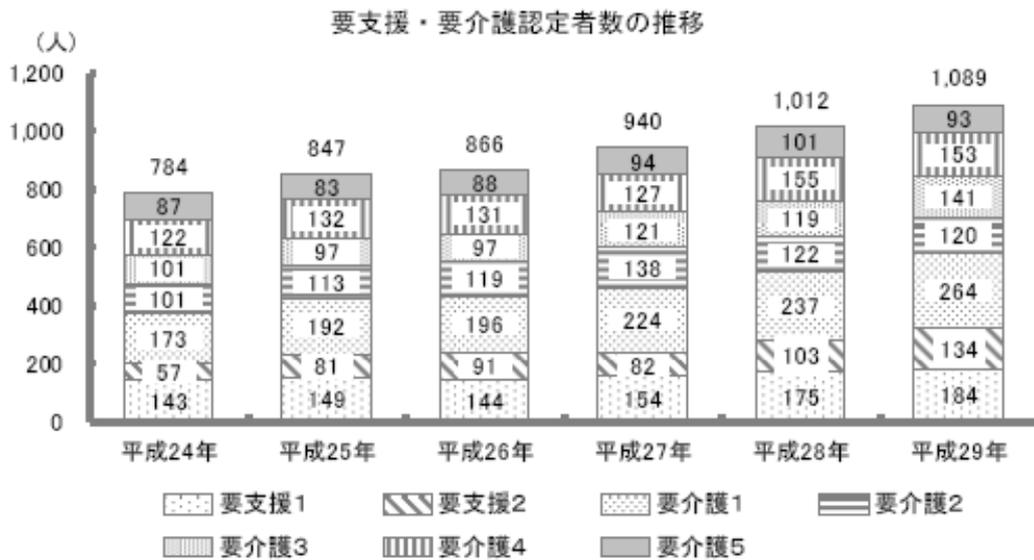
幸田町専業農家（部会員数）の推移



イ 福祉

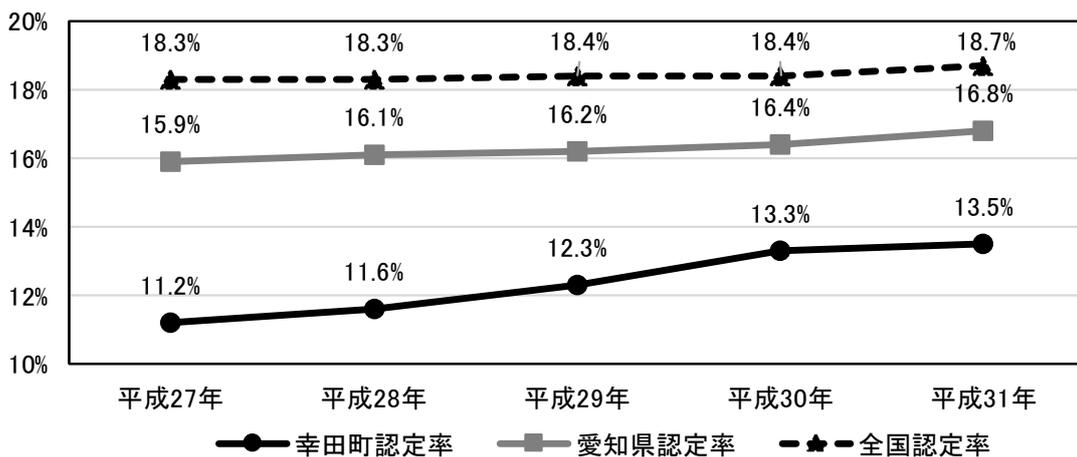
幸田町は申請率が13.5%と全国的にも低い割合となっているが、要支援・要介護認定者数は増加している。

【表 県・国と比較した要介護認定率の推移】



※認定者は第1号被保険者数と第2号被保険者数を含む

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）



2 - (3) 課題

ア ものづくり

ものづくりは幸田町の主力産業であり、幸田町全体の労働力人口減少の影響を大きく受けるため、働き手不足が大きな課題となる。また、業務内容は事業所ごと、あるいは事業所内の部門ごとに多岐にわたり、熟練した技術を要するなど、必ずしも高年齢者が新たに従事可能な業務は多くない。こうした課題に対する方策として、高年齢者が従事可能な軽作業や施設管理等の仕事について、企業の担当者に対してセミナーを開き、高年齢者の雇用機運醸成を図るほか、高年齢者の雇用を企業に単なるコストとして押し付けるのではなく、企業側の業務効率化や生産性向上の観点から「新しい働き方」を創出するための支援を企業の担当者へ行うことが必要となる。

イ 福祉

福祉業種に関しては、現状で働き手不足が大きな課題となっているが、今後もさらに労働需給が逼迫すると考えられる。また、福祉に関する仕事への町民のイメージと、実際の仕事内容との間にギャップ（情報の非対称性）があることも課題である。こうした課題に対する方策として、周辺業務・既存業務のアウトソース化により、コア業務を専門職員が担い、周辺業務を高年齢者が担うなど、専門職の業務効率化につながる仕事の切り出しや職場見学会、就労体験会等の取り組みを通して、仕事内容や働き方に対する担い手・雇い手双方の認識のギャップを緩和する。

ウ 農業

農業業種は幸田町の重点産業として、今後も成長が期待される一方で働き手不足は引き続き課題となる。60歳以上は一定数いるが、全体としては縮小傾向である。また、それぞれの品目ごとに業務の繁閑の季節変動が激しいため、特定の高年齢者に特定の品目での作業を依頼しようとした場合、通年での仕事の提供が難しく継続した雇用に結びつきにくいことも課題である。

こうした課題に対する方策として、繁閑の季節変動に対しては、季節ごとに品目を変えながら、複数の農業者から仕事を切り出してパッケージ化することで通年業務として高年齢者に提供し、それらの仕事を複数人の高年齢者が分担して担う（多対多のマッチング）といった新しい働き方の創出が考えられる。

エ 生活支援（地域サービス、ボランティア支援）

前述の説明したとおり、町内各地域で抱える課題は様々であり、それ

ら地域課題の解決を行っていく手段の一つとして、コミュニティ・ビジネスが考えられる。地域課題を解決するにあたっては、地域の課題を把握し、地域の合意形成を行ったうえで事業を起こす必要がある。地域に住む高齢者は地域の課題を把握しているが、地域の合意形成及び事業を起こすノウハウを持っていない。そこで、それらのノウハウを持った人材育成が課題となる。その課題に対する方策として、起業のノウハウや地域課題の解決方法、コミュニティ・ビジネスに関するセミナー等を開催し、高齢者の事業立ち上げを支援することが重要となる。そうすることで、起業した事業に地域の高齢者が就労し、「新しい仕事」の創出も可能になる。

ボランティア活動に関しては、「活動形態、教育ニーズ」の多様化にどう対応するのか。また活動を実施するうえでの「専門性の重要性」が大きな課題となっている。課題を解決するために、日頃の学習領域を越えた多様な研修会やセミナー等に参加し、情報や知識の幅を広げ、人的ネットワークの拡大に努めることを支援することも大切である。

最近では法的支援策によって、継続性とより高度な問題解決能力を持つボランティア団体等の運営が可能となり、そうした組織のマネジメント等、コーディネーターへの支援要請もより専門的になることが予想される。そのような時代の要請に応えるために、ボランティア・コーディネーターを支える法律や会計・税務等の専門家の支援システムの検討が急務となっており、養成セミナー等を開催し、新しい働き方、ボランティアの活動の創出を推進していく。

3 国が実施する高齢者の雇用に資する事業（提案）

上記を踏まえ、幸田町における高齢者の雇用の課題や、各重点業種の状況を踏まえ、本事業においては、(1)シニア・シルバー世代サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の設置、(2)高齢者と企業（事業主）の雇用・就業に係るニーズ調査・分析、(3)高齢者・事業主等への啓発（プッシュ開拓、セミナー、職場見学会・就労体験会）、(4)高齢者向けの雇用・就業の場の創出、(5)各種個別相談の5事業を実施する。

【各年度の事業実施ステップ】

令和2年度：事業の普及推進

令和3年度：雇用創出実施

令和4年度：地域課題に合わせた雇用創出実施

3-（1）サポートセンターの設置

ア 事業内容

高齢者が、就業や地域内での活躍等について相談するため、また、企業等が「新しい働き方・仕事づくり」について相談するためのプラットフォーム相談窓口であるサポートセンターを開設する。

サポートセンターでは、事業統括員を始め、事業推進員、事業支援員等を新たに雇用し、相談窓口、企業訪問、セミナー運営等のノウハウのあるコーディネーター（コンサル）等の支援を受けながら、高齢者の就労に対するニーズの把握をしたうえで、ニーズに応じた働き方や求人情報、職場見学会・就労体験会、イベント等に関する情報提供を行うとともに、シルバー人材センターやハローワーク、社会福祉協議会、商工会等の実際のマッチングを担う各支援機関・関連団体への「つなぎ役」を担う。企業等から仕事の発注、高齢者の雇用等に関する相談を受けた場合も、高齢者が担う「新しい働き方」に関する仕事の切り出し方について、常時アドバイスや情報の提供を行う。

イ 支援対象者

- (ア) 幸田町在住の高齢者
- (イ) 高齢者雇用に関心のある幸田町内の企業等
- (ウ) 各重点業種における町内の民間企業・事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和2年5月～令和5年3月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会（以下「本協議会」という。）

オ 支援対象者の誘致方法

- (ア) 後述のアンケート調査やセミナー、窓口相談等の取り組みをきっかけに、本協議会から直接アプローチする。
- (イ) シルバー人材センターや社会福祉協議会、商工会等の協議会関係機関から、各登録企業や各登録会員にアプローチする。
- (ウ) プッシュ開拓により、各種団体や企業を訪問して、アプローチする。
- (エ) ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。

3-（2） 高齢者と企業（事業主）の雇用・就業に係るニーズ調査・分析

ア 事業内容

高齢者向けに、幸田町在住の55歳以上の対象者から無作為にて抽出し、ライフスタイル、就業等に関するアンケートを実施するとともに、企業向けに、協議会員である商工会会員企業から無作為にて抽出

し、企業課題等、雇用に関するアンケート調査を実施し、就労、起業等の支援分析を行う。

イ 支援対象者

(ア) 幸田町在住の 55 歳以上の高年齢者：2,000 人

(イ) 商工会の会員企業：200 社

ウ 事業実施時期・期間

令和 2 年 5 月～令和 5 年 3 月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

(ア) 対象者となる年齢層の中から一定の人数を抽出しアンケートへの協力を呼び掛ける。

(イ) 商工会会員事業主等にアンケートへの協力を呼びかける。

3- (3) 高年齢者・事業主等への啓発（プッシュ開拓、セミナー、職業見学会・就労体験会）

ア 事業内容

高年齢者が地域でいきいきと活躍し、やりがい、働きがい、生きがいを感じながら人生をおくることができるすばらしさを感じられるようなセミナー、実体験、先進的な事例を紹介する講座等を企画し、事業推進の機運を盛り上げる。企業等にとっては事業継続のために、今後の生産年齢減少の時代に即した生産性向上を目指した業務の再編による高年齢者の活用についての理解を深めるため、訪問等により事業の趣旨への理解、協力を要請する。

高年齢者の活躍や新しい働き方に関する本協議会や、各構成団体等の取り組み情報等について、高年齢者を始めとする町民全体及び会業等に発信する。

各種セミナー等の取り組みで得られた成果を整理し、高年齢者に普及することで、さらなる事業の推進につなげる。特に本事業を活用した就労実績や意先の提供等について、町民及び事業主双方に啓発をするため、チラシ作成やホームページ開設を行う。また、ニーズ調査結果による「新しい働き方」に関連する職場見学会・就労体験会、各種研修等の状況を記録し、その記録の見せ方等について、高年齢者就労の促進に向けた意識改革につながる効果的な啓発方法を工夫する。また、相談窓口等を整理することで、困ったときにスムーズに関係機関につなぐことができるチラシ等を提供する。

職場見学会・就労体験会等への参加者向けに、定期的に職場見学会等のイベントや、重点業種における求職情報等の情報を配信する。

イ 支援対象者

- (ア) 幸田町在住の高年齢者
- (イ) 高年齢者雇用に関心のある幸田町内の企業等
- (ウ) 各重点業種における町内の民間企業・事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和2年5月～令和5年3月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

- (ア) 高年齢者
 - ・アンケート調査等で就業等のニーズがある高年齢者へアプローチする。
 - ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。
- (イ) 事業主等
 - ・アンケート調査で雇用等のニーズがある企業へアプローチする。
 - ・事業統括員、事業推進員等による企業等の直接訪問を実施する。
 - ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。
 - ・シルバー人材センターや社会福祉協議会、商工会等の協議会関係機関から、各登録事業者や各登録会員にアプローチする。

3- (3) - 1 プッシュ開拓

ア 事業内容

本事業の趣旨に賛同する関係企業を増やし、事業の実質的な実現を図る為に幸田町内及び近郊にある事業主等に対して、個別訪問を実施し、事業主等が知識の授受の場を設ける。参加事業主を対象に個別支援を行う雇用の支援を行う。

イ 支援対象者

- (ア) 高年齢者雇用に関心のある幸田町内の企業等
- (イ) 各重点業種における町内の民間企業・事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和2年5月～令和5年3月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

- (ア) アンケート調査で雇用等のニーズがある企業へアプローチする。

- (イ) 事業推進員等による企業等の直接訪問を実施する。
 - (ウ) ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。
 - (エ) シルバー人材センターや社会福祉協議会、商工会等協議会関係機関から、各登録企業や各登録会員にアプローチする。
- カ 年間訪問企業数
年間 70 社程度を目標とする。

3 - (3) - 2 各種セミナー

ア 事業内容

(ア) 高年齢者

社会参加、機運醸成や就業、起業、プロボノを拡大するためのセミナーを開催し、高年齢者が挑戦する機会を設ける。参加者を対象に個別支援を行い、就業、起業、プロボノなどの社会参加の支援を行う。

(イ) 事業主等

本事業の趣旨に賛同する関係企業を増やし、事業の実質的な実現を図るために町内及び近郊にある事業主等に対して、人材不足や高年齢者の活用を拡大するためのセミナーを開催し、事業主等が知識の授受の場を設ける。また、参加事業主を対象に個別支援を行う雇用の支援を行う。

イ 支援対象者等

(ア) 幸田町在住の高年齢者

(イ) 高年齢者雇用に関心のある幸田町内の企業等

(ウ) 各重点業種における町内の民間企業・事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和 2 年 5 月～令和 5 年 3 月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

(ア) 高年齢者

- ・アンケート調査等で就業等のニーズがある高年齢者へアプローチする。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。

(イ) 事業主等

- ・アンケート調査で雇用等のニーズがある企業へアプローチする。
- ・事業統括員、事業推進員等による企業等の直接訪問を実施する。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。

- ・シルバー人材センターや社会福祉協議会、商工会等の協議会関係機関から、各登録企業や各登録会員にアプローチする。

カ セミナープログラム

(ア) 高年齢者

高年齢者に対して、機運醸成や就業、起業、プロボノを拡大するためのセミナーを開催し高年齢者が、挑戦する機会を設ける。

【表：メニューの実施概要】

実施メニュー	開催回数 (年間)	開催時間	参加
社会参加啓発セミナー	2回程度	2時間/回	参加者：7～10人
定年後のライフプランセミナー	2回程度	2時間/回	参加者：7～10人
再就職セミナー	2回程度	2時間/回	参加者：7～10人
起業セミナー	4回程度	2時間/回	参加者：7～10人
プロボノセミナー	3回程度	2時間/回	参加者：7～10人

※セミナーの回数は、13回程度とし、アンケート等により、回数変更の場合あり。

(イ) 事業主等

高年齢者の雇用について、企業側の機運を高めるため、事業主向けの高年齢者の雇用の機運醸成セミナーを開催する。高年齢者を取り巻く環境や、他企業の高年齢者の雇用への取り組みなどについて、企業側が学ぶ場を設ける。

【表：メニューの実施概要】

実施メニュー	開催回数 (年間)	開催時間	参加
人材活用セミナー	1回程度	2時間/回	参加企業等：7～10社
助成金セミナー	1回程度	2時間/回	参加企業等：7～10社
雇用推進セミナー	1回程度	2時間/回	参加企業等：7～10社
人材育成セミナー	1回程度	2時間/回	参加企業等：7～10社

※セミナーの回数は4回程度とし、アンケート等により、回数変更の場合あり。

3- (3) - 3 職場見学会・就労体験会

ア 事業内容

重点業種である製造業、農業、福祉と社会参加の各業種で、機運醸成、社会参加、機運醸成や就業、起業、プロボノを拡大するための職場見学会・就労体験会を開催し、高年齢者が挑戦する機会を設ける。

【表：メニューの実施概要】

実施メニュー	開催回数 (年間)	開催日	開催時間	参加者・企業等
職場見学会・ 就労体験会	2回程度	1日	2～3時間	参加者：5～10人 参加企業：2社

【表：見学内容の例】

重点業種	見学内容	開催時間
ものづくり	工場内製造ラインでの作業等	2～3時間
農業	農作業、直売所の販売業務等	2～3時間
福祉	福祉施設内清掃業務等	2～3時間

イ 支援対象者

幸田町在住の高年齢者

ウ 事業実施時期・期間

令和3年4月～令和5年3月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

- ・アンケート調査等で就業等のニーズがある高年齢者へアプローチする。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。

カ 年間訪問企業数

令和3年度より、年間2回実施する。

3-（4）高年齢者向けの雇用・就業の場の創出

ア 事業内容

就労・雇用に当たって、高年齢者がどのような仕事内容を希望しているのか、企業側がどのような人材を必要としているかについて、お互いが知るきっかけを作る場が必要である。就労希望の高年齢者と高齢者雇用を検討している企業等が実際に面接し、仕事内容等を話し合う合同（就職）説明会の場を設ける。また、シルバー人材センターやハローワーク、社会福祉協議会から各登録企業や各登録会員にアプローチする。

【表：メニューの実施概要】

実施メニュー	開催回数 (年間)	開催日	開催時間	参加者・企業等
合同（就職）説明会	1回程度	1日	2～3時間	参加者：10～30人 参加企業：5～10社

イ 支援対象者

- (ア) 幸田町在住の高年齢者
- (イ) 高年齢者雇用に関心のある幸田町内の企業等
- (ウ) 各重点業種における町内の民間企業・事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和2年5月～令和5年3月 各年2月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

(ア) 高年齢者

- ・アンケート調査等で就業等のニーズがある高年齢者へアプローチする。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。

(イ) 事業主等

- ・アンケート調査で雇用等のニーズがある企業へアプローチする。
- ・事業統括員、事業推進員等による企業等の直接訪問を実施する。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。
- ・シルバー人材センターや社会福祉協議会、商工会等の協議会関係機関から、各登録企業や各登録会員にアプローチする。

3-(5) 各種個別相談

ア 事業内容

(ア) 高年齢者

機運醸成、社会参加、機運醸成や就業、起業、プロボノを拡大するための個別相談をキャリア・コンサルタント又は、それに準ずる経験者の支援を受けながら行う。

(イ) 事業主等

本事業の趣旨に賛同する関係企業を増やし、事業の実質的な実現を図る為に町内及び近郊にある事業主等に対して、人材不足や高年齢者の活用を拡大するための個別相談を社会保険労務士又は、中小企業診断士又は、それに準ずる経験者の支援を受けながら行う。

イ 支援対象者

- (ア) 幸田町在住の高年齢者
- (イ) 高年齢者雇用に関心のある幸田町内の企業等
- (ウ) 各重点業種における町内の民間企業・事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和2年5月～令和5年3月

エ 事業実施機関

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会「サポートセンター」

オ 支援対象者の誘致方法

(ア) 高年齢者

- ・アンケート調査等で就業等のニーズがある高年齢者へアプローチする。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。

(イ) 事業主等

- ・アンケート調査で雇用等のニーズがある企業へアプローチする。
- ・事業統括員、事業推進員等による企業等の直接訪問を実施する。
- ・ホームページやセミナー等のチラシによる情報発信を行う。
- ・シルバー人材センターや社会福祉協議会、商工会等の協議会関係機関から、各登録企業や各登録会員にアプローチする。

4 計画期間

令和2年5月1日～令和5年3月31日

5 計画区域における高年齢者の雇用・就業の機会の確保の目標

(1) アウトプット指標

アウトプット指標は各事業に対してそれぞれ設定し、毎年の各事業の適切な進捗管理に活用できるようにする。

アウトカム指標を達成するために必要な事業数量を計上する。

① サポートセンターの設置

センター名 (プラットフォーム)	時間等
シニア・シルバー世代サポートセンター	事業統括員、事業推進員、事業支援員、コーディネーターを設置 開設日：月～金 (8:30～17:15)

② 高年齢者と企業（事業主）の雇用・就業に係るニーズ調査・分析

年度	項目等	内容
令和元年度	高年齢者ニーズ調査	55歳以上の高年齢者から2,000人を抽出
	企業（事業主）ニーズ調査	町内企業200社を抽出
令和2年度	高年齢者ニーズ調査	前年度調査結果の公表
	企業（事業主）ニーズ調査	前年度調査結果の公表
令和4年度	高年齢者ニーズ調査	55歳以上の高年齢者から2,000人を抽出、調査結果の公表
	企業（事業主）ニーズ調査	町内企業200社を抽出 調査結果の公表

③ 高齢者・事業主等への啓発

③-1 プッシュ開拓

年 度	プッシュ開拓内容
令和2年度	企業（事業主）等訪問回数：50回、団体訪問回数：20回
令和3年度	企業（事業主）等訪問回数：50回、団体訪問回数：20回
令和4年度	企業（事業主）等訪問回数：50回、団体訪問回数：20回

③-2 各種セミナー

年 度	セミナー	開催回数
令和2年度	高齢者向けセミナー	年間：13回
	事業主向けセミナー	年間：4回
令和3年度	高齢者向けセミナー	年間：13回
	事業主向けセミナー	年間：4回
令和4年度	高齢者向けセミナー	年間：13回
	事業主向けセミナー	年間：4回

③-3 職場見学会・就労体験会、ボランティア体験

年 度	内 容	実施回数	参加人数	業種
令和3年度	職場見学会	年間：1回	年間：10人	ものづくり、福祉
	就労体験会	年間：1回	年間：10人	農業
	ボランティア体験	年間：1回	年間：10人	災害、地域コミュニティ
令和4年度	職場見学会	年間：1回	年間：10人	ものづくり、福祉
	就労体験会	年間：1回	年間：10人	農業
	ボランティア体験	年間：1回	年間：10人	災害、地域コミュニティ

④ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

年 度	内 容	実施回数	参 加 人数／社数
令和2年度	雇用と就労の合同（就職）説明会	年間：1回	15人／5社
令和3年度	雇用と就労の合同（就職）説明会	年間：1回	20人／7社
令和4年度	雇用と就労の合同（就職）説明会	年間：1回	30人／10社

⑤ 各種個別相談

年 度	区 分	内 容
令和2年度	高年齢者	「相談窓口」相談受付件数 年間：60回
	企業（事業主）等	「相談窓口」相談受付件数 年間：15回
令和3年度	高年齢者	「相談窓口」相談受付件数 年間：100回
	企業（事業主）等	「相談窓口」相談受付件数 年間：20回
令和4年度	高年齢者	「相談窓口」相談受付件数 年間：120回
	企業（事業主）等	「相談窓口」相談受付件数 年間：30回

5－（2） アウトカム指標

アウトカム指標に関しては、本事業の目的である、「高年齢者等への啓発と連携」、「新規就業、起業、ボランティア参加」に対して設定し、事業目的の達成度を毎年評価する。

ア 高年齢者等への啓発と連携

年 度	区 分	内 容
令和2年度	高年齢者	セミナー、職場見学、窓口相談等アンケートにおける本事業への満足度（90％）
令和3年度	高年齢者	セミナー、職場見学、窓口相談等アンケートにおける本事業への満足度（90％）
令和4年度	高年齢者	セミナー、職場見学、窓口相談等アンケートにおける本事業への満足度（90％）

イ 新規就業、起業、ボランティア参加

年 度	区 分	内 容
令和2年度	新規就業	本事業における就業者数：8人
	起業	本事業における起業者数：2人
	ボランティア参加	本事業におけるボランティア参加者数：5人
令和3年度	新規就業	本事業における就業者数：16人
	起業	本事業における起業者数：2人
	ボランティア参加	本事業におけるボランティア参加者数：10人
令和4年度	新規就業	本事業における就業者数：24人
	起業	本事業における起業者数：2人
	ボランティア参加	本事業におけるボランティア参加者数：15人

5－(3) 地域計画区域内の地方自治体が独自に講じてきた高年齢者に係る施策との相乗的な効果

幸田町では、「幸田すこやか長寿プラン21」計画に基づき、高年齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り「住み慣れた地域」で「その人らしく」生活を継続することができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指している。

本事業は、今後の高年齢者の生き方の大きな柱となり、現在検討している施策との組み合わせにより、具体的な支援を行うことが可能である。その中で高年齢者の就業の機会の確保に資する主な事業は次のとおりである。

ア 農家の後継者の確保・育成や新規就農者の育成に努め、関係機関と連携した営農支援を通じ、若者・障がい者、高年齢者などを含めた農業の担い手を育成する。

イ 関係機関や企業等との連携のもと、「フリーター」や「ニート」など、若年者や女性、高年齢者、障がい者などへの雇用情報の提供やキャリア形成機会の創出など就労支援に取り組む。

ウ 高年齢者への就業の提供及び健康増進と社会交流を図る幸田町シルバー人材センターの安定した会員の確保と、事業運営を図るため就労機会を確保する。

エ 高年齢者自らが積極的に学んだり、個性や能力を伸ばしたり、地域社会において、豊富な知識や経験を活かせる場や機会を確保して、高年齢者の社会参加を促進する。

オ 高年齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って生活できるよう、地域住民を主体としたグループなどが地域に集い、趣味、娯楽、地域貢献といった活動の場づくりを支援する。

上記事業の実施と共に本事業による「新しい働方」の創出が相まって、就労機会の拡大が図られる。また、令和5年度以降における自主事業とし、その持続可能性を目指した検討を行うことで、その実現により、基本構想の推進も図ることができる。また、本事業を通じて高年齢者の健康・生きがいづくり、地域の魅力の再認識、人的交流の幅を広げること等により、心身ともに元気な高年齢者を増やしていくことになるため、その結果として、医療費等の抑制の効果も期待されることである。さらに地域のコミュニティが向上し、つながりが強化することにより互助も進み、地域の活性化、地域貢献による生きがい創出の効果もある。

5－（４） 事業実施後、地域における高年齢者の雇用・就業機会に関する
動向や風潮に与える効果

退職後の高年齢者の中で社会参加に対する機運が醸成され、地域のボランティア活動への参加が見込まれる。さらに企業等への就労などに興味や意欲を持つ者が増加し、社会参加の選択肢の一つとして、高年齢者の就労が促進される。また、地域に貢献できる高年齢者を育成することで、地域づくりの一端を担う存在であることが社会的に再認識される。

企業等の雇う側では、高年齢者の雇用の機運が高まり、人手不足の解消や業務効率化推進の重要な担い手であることの認識が広まり、高年齢者の就労機会が増加する。

5－（５） 事業実施後に見込まれる重点業種等における雇用・就業機会の
創出効果

本事業の実施後、高年齢者の社会参加意識の変化と町内企業等や地域における高年齢者の雇用体制や役割が整うことで、企業や地域内での高年齢者の活躍の場の創出が促進される。また、就労による収入を得ることで、新たな経済循環を創出し、地域内の産業の振興及び持続的な発展につなげていくことができる。

本町の課題である就労者の人手不足解消の一助となることで、社会の中で「生きがい・働きがい」をもって高年齢者が活躍するようにより、町全体が活気を帯び、町の魅力アップにもつなげることが期待できる。

ものづくり業種においては、工場等において作業の分業化や周辺業務の高年齢者へのアウトソース化が進むことで、高年齢者の就労機会を創出するだけでなく、企業の業務効率性が向上する。また、起業等が推進されることにより、「生きがい・やりがいづくり」の起点となり、健康づくり、健康寿命の延伸、社会的な効果として、医療費の抑制、介護の軽減につなげることが期待できる。

農業業種においては、農業の担い手不足等を解消するために、高年齢者が農業リーダーの養成等を経て、障がい者、生活困窮者等を積極的に農業従事者として受入れ、農業・福祉の連携を図っていく。また農業未経験者への農業に就労するきっかけづくりを行うことで就農人口を増やしていく。農業従事者の雇用ニーズを踏まえたうえで事業を進めていく。

福祉業種においては、福祉職員が行っている掃除等の周辺業務の一部を高年齢者にアウトソース化することで、高年齢者の就労機会を創出するだけでなく、既存の職員の業務負担の軽減及び業務効率性の向上が実

現する。

生活支援（地域サービス・ボランティア支援）業種においては、高年齢者が地域貢献として地域活動に根差したボランティア活動を行政主導ではなく、地域にて構成、活動する体制を構築することが期待できる。

5－（6） 事業実施における連携体制

各事業の事業主体は本協議会が担い、事業の具体的な内容については運営委員会、サポートセンターで検討・推進し、平成27年度に設立した「幸田町総合戦略推進委員会」との調整を図りながら、事業実施後のサポートセンターの自走化に向けての政策についての検討を進めていく。

また、重点業種を中心に各業種で実施した職場・就労体験会等の参加者による意見徴収を行うことで、これからの具体的な事業を検討・推進することが可能となる。

検討結果を本協議会で統括しながら事業を進めることで、事業間の連携促進・相乗効果向上を図る。本協議会に参加している団体構成員を中心に、その関係機関等を巻き込み、連携網を構築することで、今後の事業への理解と協力につなげる。

6 愛知県額田郡幸田町が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

幸田町では、「幸田すこやか長寿プラン21」計画に基づき、高年齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り「住み慣れた地域」で「その人らしく」生活を継続することができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指している。

本事業は今後の高年齢者の生き方の大きな柱となり、現在検討している施策との組み合わせにより、具体的な支援を行うことが可能である。その中で高年齢者の就業の機会の確保に資する主な事業は次のとおりである。

6－（1） 農家の後継者の確保・育成や新規就農者の育成に努め、関係機関と連携した営農支援を通じ、若者・障がい者、高年齢者などを含めた農業の担い手を育成する。

6－（2） 関係機関や企業等との連携のもと、「フリーター」や「ニート」など、若年者や女性、高年齢者、障がい者などへの雇用情報の提供やキャリア形成機会の創出など就労支援に取り組む。

- 6－（３） 高年齢者への就業の提供及び健康増進と社会交流を図る幸田町シルバー人材センターの安定した会員の確保と、事業運営を図るため就労機会を確保する。
- 6－（４） 高年齢者自らが積極的に学んだり、個性や能力を伸ばしたり、地域社会において、豊富な知識や経験を活かせる場や機会を確保して、高年齢者の社会参加を促進する。
- 6－（５） 高年齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って生活できるよう、地域住民を主体としたグループなどが地域に集い、趣味、娯楽、地域貢献といった活動の場づくりを支援する。

第２ 本計画の協議先となる協議会

1 協議会の名称及び構成員

1－（１） 協議会の名称

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会

1－（２） 協議会の構成員

幸田町、公益社団法人幸田町シルバー人材センター、社会福祉法人幸田町社会福祉協議会、幸田町商工会、学校法人日本福祉大学、幸田ものづくり研究センター、西尾信用金庫、株式会社デンソー幸田製作所

2 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

2－（１） 幸田町

ア 労働相談

就業に係る相談内容に適した機関の紹介

就職希望者に対する求職情報の有無・斡旋等について相談窓口を開設

イ 創業相談

創業希望者に対して、窓口相談、創業塾等による支援を実施

2－（２） 公益社団法人幸田町シルバー人材センター

ア 仕事の需給マッチング

高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け、そ

れぞれに合った仕事を会員に提供。仕事は会員自身の裁量で選び、技能を活かし、責任を持って完成。

2－(3) 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会

ア 健康づくり・生きがいつくり支援

高齢に伴う身体機能低下の予防、改善を図るため、高齢者自身が介護予防を実施する。また、運営スタッフの地域高齢者への支援意識を高め、地域に根付いた健康づくり活動を推進する。

イ ボランティアの活動支援

ボランティアグループの活動支援や事業委託

3 協議会の活動内容

別添の協議会規約の通り

幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、事務所を愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第34条第2項第1号の計画区域において、法第35条の規定に基づき、55歳以上のシニア・シルバー世代（法第2条第1項に規定する高齢者をいう。以下同じ。）の活躍と社会貢献及び地域貢献をサポートし、もって高齢となっても働きがいと生きがいのある豊かな暮らしができるようにするための支援体制づくり、環境整備を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、法第34条第2項第3号に定める事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次に掲げる組織又は団体から選出された者で構成する。

- (1) 幸田町
 - (2) 法第37条第2項に規定するシルバー人材センター
 - (3) 教育機関及び研究機関
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) 労使関係団体
 - (6) 町内においてシニア・シルバー世代の就業機会の確保に努めている民間企業
- 2 新たに協議会に加盟しようとする者は、協議会会長の承認を得なければならない。
- 3 協議会を構成する第1項各号の組織又は団体から選出された者が協議会を退会しようとするときは、協議会会長の承認を得なければならない。
- 4 会員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 役員

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 会計1人
- (4) 監事1人

- 2 会長は、本協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、本協議会の会計経理に関する事務を処理する。
- 5 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第7条 会長は、会員のうちから幸田町長が指名し、協議会の総会において承認された者を選出する。

- 2 副会長、会計及び監事は、会員のうちから会長が指名し、協議会の総会において承認された者を選出する。
- 3 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 当該事業の実施に当たり、必要と認められる場合は、会員以外の者を総会に招致し、意見を求めることができる。

(権能)

第9条 総会は、この規約で定めるもののほか、本協議会の運営に関し重要な事項を議決するものとする。

(開催)

第10条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(総会の成立及び議決)

第11条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、会員からあらかじめ会長に対し、その権限を会長に委任する旨の届け出があった場合は、当該欠席会員の数を出席会員の数に加えることができる。

- 2 会員は、指定する者を事前に会長に届け出た場合は、代理人を協議会に出席させることができる。この場合は、当該代理人に、出席会員と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第9条の規定により議決された本協議会の運営に関し重要な事項を除き、本協議会の運営に関する事項を決することができる。この場合において、会長は、その決裁を行った日以後に初めて開催される総会において当該事項を報告するものとする。

(議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第13条 本協議会の運営を効率的に行うために、運営委員会を設置することができる。

(構成)

第14条 運営委員会の委員は、会員の実務担当者等の中から会長が選任する。

- 2 運営委員会には、運営委員長を置くこととし、運営委員会委員の中から会長が指名する。
- 3 運営委員長は、運営委員会を統括する。
- 4 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合は、委員でない専門的見地を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を得なければならない。

(書類の保存)

第20条 当該事業に係る書類の保存期間は、当該事業終了後5年間とする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第22条 本協議会は、総会において議決を経て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の事務局となっている幸田町が、当該事業終了後5年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第23条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、その方法については、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局等

(設置等)

第24条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者（兼務可）を置く。

3 事務局長、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、幸田町健康福祉部福祉課が行う。

(備え付け書類)

第25条 協議会の庶務には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会長、副会長、会計、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類-

第9章 補足

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、本協議会の組織及び事務運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。